

別記第 52 号様式の次に次の 1 様式を加える。  
別記第 52 号の 2 様式（第 39 条の 2 の 2 関係）



年度 狩 猟 税 申 告 書

整 理 番 号	第 号
------------	-----

年 月 日 住 所 .....

熊本県 地域振興局長 様  
熊本県熊本県税事務所長

氏 名 .....

職 業 ..... 電話番号 .....

免 許 の 種 類	登 録 の 種 類		県内全域の登録	放鳥獣猟区のみ の登録	放鳥獣猟区のみ の登録を受けている者が 受ける県内全域 の登録
	当該年度の道府県民税の 所得割額の納付の有無等				
網・わな 第一種 銃猟免許 第二種 銃猟免許	1号	①所得割額の納付を要する者 ②所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事する者を除く。)	円 16,500	円 4,100	円 12,300
	2号	③所得割額の納付を要しない者(②に該当する者を除く。) ④所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で、農林水産業に従事する者	11,000	2,700	8,200
第二種 銃猟 免許	3号	⑤第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500	1,300	4,100

証紙をはるところ(該当する税額に相当する証紙を当欄にはりつけて納付してください。)  
注意 証紙は、熊本県の証紙をはりつけてください。  
証紙は、消印しないでください。

注 1 申告者は、太線枠内の該当するものを○で囲んでください。

2 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人で、2号の税率の適用を受ける人は、市町村長の証明を受けてください。

証 明 欄	申告者は、次の( )であることを証明します。
	1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者
	年 月 日 市町村長 印

証 明 願	狩猟税の申告のため、次の事項について証明願います。	世帯主の 氏 名	
	年 月 日 住所 市 町 村 長 様 氏 名 印	世帯主と の 続 柄	
	申告者は、次の( )であることを証明します。		
	1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者		

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第35条の6の次に1条を加える改正規定、別記第5号の2様式及び別記第5号の3様式の改正規定並びに別記第48号の4様式の次に1様式を加える改正規定は、平成16年6月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

## 訓 令

## 熊本県訓令第 19 号

本庁各部課（総室・室）  
各地方出先機関熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令  
熊本県税事務取扱規程（昭和 47 年熊本県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第 10 節 狩猟者登録税及び入猟税（第 90 条・第 91 条）」を「第 10 節 削除」  
に、「第 12 節 軽油引取税（第 97 条－第 121 条）」を「第 12 節 軽油引取税（第 97 条－第 121  
第 13 節 狩猟税（第 121 条の 2・第 121  
条  
に改める。  
条の 3）」

第 2 章第 10 節を次のように改める。

第 10 節 削除

第 90 条及び第 91 条 削除

第 2 章に次の 1 節を加える。

第 13 節 狩猟税

（申告書の受理）

第 121 条の 2 局長等は、狩猟税申告書（規則別記第 52 号の 2 様式）（以下この節において「申告書」という。）の提出があったときは、狩猟者の登録を受けた日を納付の日として熊本県収入証紙規則（昭和 39 年熊本県規則第 19 号）第 5 条第 1 項の規定により消印するものとする。

2 前項の規定により消印した申告書は、熊本県収入証紙規則第 5 条第 2 項に規定する証紙消印記録簿に必要事項を記載のうえ、市町村ごとに区分し、条例第 146 条第 1 項各号及び第 2 項各号に規定する税率ごとに分類して編てつするものとする。  
（調定の手続）

第 121 条の 3 証紙徴収に係る調定の手続は、熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和 60 年熊本県訓令第 2 号）別表に規定する収入調定書により行うものとする。

第 143 条第 1 項第 4 号中「第 700 条の 16 第 3 項（法第 700 条の 19 第 4 項）」を「第 700 条の 16 第 4 項（法第 700 条の 19 第 5 項）」に、「告知期限」を「納期限」に改める。

別記第 74 号様式中「上記のとおり熊本県税条例第 129 条の 10 第 4 項の規定により」を「地方税法第 699 条の 14 第 4 項の規定により、上記のとおり」に改める。

別記第 162 号様式を次のように改める。

別記第 162 号様式 (その 1) (第 12 条関係)

(単位：台、千円)

自動車取得税の課税状況に関する調 (新車課税状況調)

区分	新規登録又は届出台数										取得価額		課税標準額	
	当 月 分					果 計					当 月 分	計	当 月 分	計
	非課税	免税点	減免	課税免除	課税	非課税	免税点	減免	課税免除	課税				
乗普通車														
用小型車														
計														
けん引車 <small>けん引車、けん引車、けん引車を除いたもの</small>														
けん引車														
被けん引車														
貨客兼用車														
計														
一般乗合用														
バス <small>一般乗合用以外(営業用)</small>														
自家用														
三輪の小型自動車														
特種用途車														
合 計														
軽自動車														
四輪乗用車														
四輪トラック														
三輪車														
合 計														
総 計														



別記第 162 号様式 (その 3)

自動車取得税の課税状況に関する調 (取得価額段階別課税状況調) 新車・中古車 (単位: 台、万円)

車種区分	万円以下のもの		万円を超え 万円以下のもの		万円を超え 万円以下のもの		万円を超え 万円以下のもの		万円を超え 万円以下のもの		万円を超え 万円以下のもの		合計 (万円以下のものを除く。)	
	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額
乗用車														
小型車														
計														
けん引車														
けん引車														
貨客兼用車														
計														
一般乗合用														
一般乗合用以外 (営業用)														
自家用														
三輪の小型自動車														
特種用途車														
合計														
四輪乗用車														
四輪トラック														
三輪車														
合計														
総計														

附 則  
この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。